

岩見沢市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業（介護予防訪問事業・訪問型サービスA・
介護予防通所事業・通所型サービスA）
指定（許可）更新手続の手引書

令和7年4月1日

目 次

I	指定事務担当窓口・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	指定（許可）更新申請について・・・・・・・・	P 1
1	指定（許可）更新制度について・・・・・・・・	P 1
	（1）指定の効力の有効期間について・・・・・・・・	P 1
	（2）指定における欠格事由について・・・・・・・・	P 1
	（3）休止中の事業者について・・・・・・・・	P 1
	（4）指定更新手続きを有効期間内に行わなかった事業所について	P 2
2	指定（許可）更新申請の手続きについて・・・・・・・・	P 2
	（1）受付期間・・・・・・・・	P 2
	（2）申請（更新）に必要な書類・・・・・・・・	P 2
	（3）編纂方法等・・・・・・・・	P 3
	（4）指定の更新申請と同時期に変更届出事由が生じた場合	P 3
	（5）指定（許可）更新申請後の手続き・・・・・・・・	P 4
	（6）審査について・・・・・・・・	P 4
	（7）審査の結果について・・・・・・・・	P 4
	（8）留意事項・・・・・・・・	P 4

I 指定更新事務担当窓口

岩見沢市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定や指定後の各種届出等は、岩見沢市が窓口になります。

サービス 種類	介護予防訪問事業・訪問型サービスA 介護予防通所事業・通所型サービスA
担当窓口	岩見沢市健康福祉部高齢介護課介護保険係 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 電話 0126-35-4138 FAX 0126-24-0294 開館時間 9時00分～17時30分（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

II 指定（許可）更新申請について

1 指定（許可）更新制度について

（1）指定の効力の有効期間について

指定の効力の有効期間は、原則、指定日から**6年**となります。

指定日と事業開始予定日は必ずしも同一ではありませんので、指定通知文をよくご確認の上、指定の有効期間内に指定更新申請を行ってください。

（2）指定における欠格事由について

事業所において、人員欠如など指定基準が満たされていない場合や、申請者（法人）、法人役員、管理者等について、次に該当する場合は指定を受けることはできません。

- ① 禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ② 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ③ 指定（許可）の取消から5年を経過しない者
- ④ 株式会社、持分会社で形成される同一法人グループに属する法人であって、かつ密接な関係を有する法人が指定取消を受けたことにより連座制が適用され、その取消処分を受けた日から5年を経過しない者
- ⑤ 指定（許可）の取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者
- ⑥ 道または市町村による立入検査後、10日以内に指定権者から聴聞決定予定日が通知された場合であって、聴聞決定予定日までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者
- ⑦ 5年以内に介護保険サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をした者

（3）休止中の事業者について

休止中の事業者は、人員基準が欠如しているなど、指定基準を満たしていないため、そのままでは指定の更新ができません。

現在の指定の継続を希望する場合は、指定基準を満たした上で、再開届出書を提出していただく必要があり、指定の効力の有効期限内までに再開されない場合、指定は失効となります。

(4) 指定更新手続きを有効期間内に行わなかった事業所について

指定の有効期限経過後に提出された指定(許可)更新申請書は受理できません。

当然、現指定は失効となりますので、サービス利用者や居宅介護支援事業所などの関係事業者に対して問題が生じないよう、必要な対応を速やかに行ってください。

事業所においては、このような事態が生じることのないよう、指定の有効期間がいつまでなのかをしっかりと把握し、余裕を持って確実に手続きが行われるよう十分ご注意ください。

2 指定(許可)更新申請の手続きについて

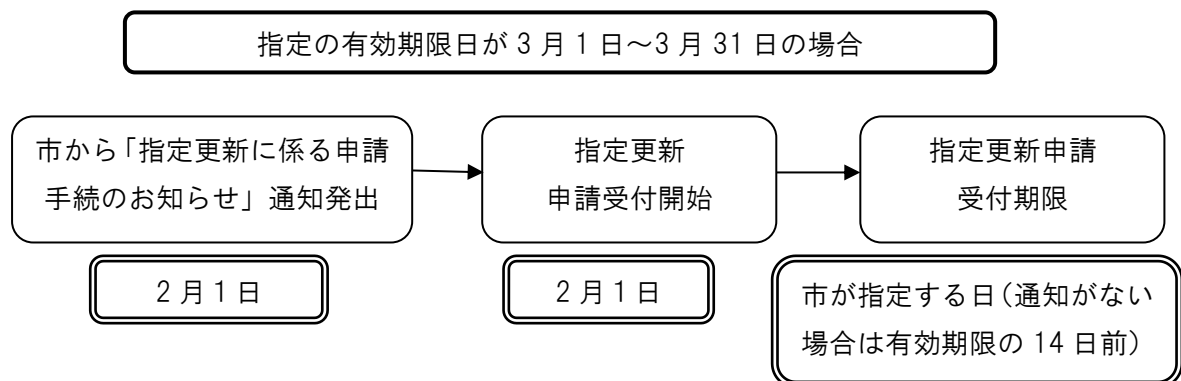
(1) 受付期間

- ① 原則として、指定の効力の有効期間満了日の属する月の前月から、岩見沢市から別途通知する提出期限までを受付期間とします。

指定有効期間満了日の属する月の前月初日に、岩見沢市から「介護サービス事業者の指定更新に係る申請手続きのお知らせ」を送付しますので、通知に記載する提出期限までに、申請書類一式を提出してください。

- ② 指定有効期間満了日の前月中に「介護サービス事業者の指定更新に係る申請手続きのお知らせ」が届かない場合であっても、通知の受領の有無に係わらず有効期間満了日の 14 日前までに、必ず申請手続きを行ってください。

〈受付期間の例〉



(2) 申請(更新)に必要な書類

◎印は必須、●印は変更がある場合のみ提出が必要です。

番号	指定(更新)申請書類	形態	介護予防 訪問事業	介護予防 通所事業
1	指定更新申請書	様式第三号(五)	◎	◎
2	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項	付表第三号(一)	◎	
	通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項	付表第三号(二)		◎
3	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 添付書類・チェックリスト	別添	◎	
	通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 添付書類・チェックリスト	別添		◎

4	登記事項証明書又は条例等	登記事項証明書は 原本	●	●
5	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	◎	◎
6	サービス提供責任者の経歴 ※介護予防訪問介護相当サービス	参考様式	●	
7	事業所の平面図等	標準様式 2	●	●
8	設備・備品等一覧表	標準様式 3		●
9	運営規程（重要事項説明書を含む）	自己作成	●	●
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる 措置の概要	標準様式 4	●	●
11	誓約書	標準様式 5	◎	◎
12	資格を証明する書類等	原本写し	◎	◎
13	雇用契約書、雇用確約証明書	参考様式	◎	◎
	又は雇用証明書	参考様式		
14	変更届出書	様式第三号（一）	●	●

※「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は指定更新申請月の状況（4週分）について記載してください。

（3）編纂方法等

①ファイリング

・書類は、一括してフラットファイルに綴ってください。

フラットファイルの規格 A4版（A4-S）2穴

・綴じる順番は、「添付書類・チェックリスト」（別添）のとおり、上から順に綴ってください。

・複数の事業を一括して申請する場合でも、事業ごとに作成し、それぞれフラットファイルに綴ってください。

・「添付書類」は、添付書類番号順に並べ、書類と書類の間には、添付書類番号を記入したインデックスを付けた界紙を入れてください。

②提出先・提出部数

高齢介護課介護保険係に1部提出してください。

（申請者保管用として、副本を作成し保管してください。）

（4）指定の更新申請と同時期に変更届出事由が生じた場合

「指定更新申請書」（様式第三号（五））と併せて「変更届出書」（様式第三号（一））を提出してください。

この場合、指定更新申請書は、変更届出書による変更後の内容で作成してください。

また、過去に変更届出が必要だった事由について、変更届出書の提出漏れが判明した場合についても同様の扱いとしますが、その場合は、「変更届出遅延理由書（任意様式）」も併せて提出してください。

(5) 指定(許可)更新申請後の手続き

指定更新申請書を提出後、更新決定等がされるまでの間において、変更事由等が生じた場合の取り扱いは次のとおりです。

① 指定(許可)更新申請書記載内容変更届

指定(許可)更新申請後、変更事由が生じた場合は、「指定(許可)更新申請書記載内容変更届」(更新様式1)に必要な書類を添付して提出してください。

② 指定(許可)更新申請取下書

指定(許可)更新申請後に申請を取り下げる場合は、理由を付して「指定(許可)更新申請取下書」(更新様式2)を提出してください。

(6) 審査について

① 書面審査

提出していただいた指定(許可)更新申請書及び添付書類をもって審査します。

なお、提出された申請書類について、内容確認のため電話や文書により照会させていただくことがありますので、事業所においては必ず申請書の副本を控えておいてください。

また、再提出を求めた書類について、指定する期日までに再提出が無かった場合、申請書が完備していないものとして、申請受付ができませんので御注意ください。

② 現地調査

必要に応じて人員基準(従業員の勤務内容または雇用状況など)が満たされているかを確認するため実施します。

指定基準に適合しないことが判明した場合であって、指定する期日までに指定基準に適合することができない場合は、指定の更新は受けられません。

(7) 審査の結果について

審査の結果、指定更新に必要な要件を満たすと認められた場合は、指定の有効期間の満了日まで「岩見沢市介護予防・日常生活支援総合事業(新規・更新)指定可否決定通知書」を送付します。

人員、設備、運営等指定基準に適合しない場合や、指定の欠格事由に該当する場合は、指定の更新を受けることはできません。(特に、人員は減算の対象か否かにかかわらず、基準自体を満たす必要があります。)

なお、申請書に係る書類の差し替え等で期間を要した場合、有効期間満了日までに「岩見沢市介護予防・日常生活支援総合事業(新規・更新)指定可否決定通知書」が送付されない場合がありますので、御了承ください。

(8) 留意事項

更新を希望しない事業者は、指定の有効期間満了とともに、指定の効力が失われ、事業廃止となりますので、必ずその旨、申し出てください。その場合、「指定更新をしない旨の申出書」(更新様式3)の提出が必要となります。

また、事業を廃止する日の1ヶ月前までに、廃止届の提出が必要となります。